

申請者：永石尚也

論文題目：リスク社会における可能性概念に関する法哲学的考察

審査員：森村進（主査）、屋敷二郎、但見亮

現代社会はリスク社会だと言われて久しい。それは単にリスクが大規模化・遍在化しているだけでなく、他者によるリスクへの対応が不透明になった社会を意味する。その結果として行為の「可能性」の概念が動揺して、たとえば医事法分野において、処罰範囲の拡大や厳罰化といった、行為者への負担要求の過剰化が生ずると指摘されている。本論文は、リスク社会が法的な意味における「可能性」概念の再解釈を迫っているという事態を次の四つの観点から考察している。第 1 章「リスク社会と行為者性の問題」は、行為の可能・不可能を論ずる際に、一つ一つの行為が独立したものとして考えられるのではなく環境との全体論的な連関の中でとらえられると指摘している。第 2 章「リスク社会と不在因果の関係」は、リスク社会において過剰に拡大されかねない行為義務の限度設定のための手続を与えるものとして、法的な不在因果理論を検討する。第 3 章「リスク社会と自由意思の問題」は、自由意思に関する現代哲学の議論を踏まえて、技術環境の構築への関与度を考慮する新しい両立可能論を提出する。第 4 章「リスク社会と将来世代の権利論」は、まだ生まれていない可能的な存在である未来世代の利益をいかに考慮すべきかという、最近論じられるようになった問題を取り上げる。結語では以上の検討を踏まえて、リスク社会におけるリスクを個人や組織に局限することなく集団的に受容する方向が示される。

本論文には、次のような優れた特徴がある。第一に、たとえば第 1 章においてかつて刑法学者団藤重光が提唱した人格形成責任論を哲学者ジョゼフ・ラズの「合理的機能原則」基準による責任論との関係で検討するなど、もっぱら法解釈学の内部でなされてきた議論を一般的な哲学理論の枠組みで論ずることによって、それらの議論の含意を解明している点である。法哲学においては哲学の理論を法学に応用するという方法が取られることが多いが、永石氏はそれだけにとどまらず、法学内部の理論の哲学的な含意を明らかにしようとする志向も持っている。その際に検討される哲学の議論は形而上学・倫理学・法哲学・科学哲学・社会哲学など多岐にわたり、永石氏の広範な関心と知見を示している。第二に、リスク社会という切り口から刑法・医事法・環境法といった多様な法領域を統一的な観点から検討しようとした点である。これらの法領域の議論の間には相互に関連があり、永石氏はそれらの相違よりも共通する要素に焦点を当てている。第三に、今日リスク社会論は内外の法学界でも盛んに論じられているが、永石氏は「可能性」という概念に着目し、危害発生を恐れるあまり個人と組織の回避義務が過重にならないようにするという問題関心が本論文全体の基礎になっている。

もちろん問題がないわけではない。本論文は「リスク社会化」というテーマによって全体が緩やかに結びつけられているが、各章は相対的に独立しており、その間の関連は必ずしも緊密とはいえない。また論文中で検討される諸説に対する永石氏自身の評価が明確にされていない部分もしばしば見受けられる。とはいえ、これらの問題は今後のさらなる研究によって解消されることが期待でき、永石氏自身も今後の研究課題として意識しており、本論文の価値自体を損なうものではない。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は申請者永石尚也氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与することが適当であると判断する。